最終更新日:2015年11月5日
サンケン電気株式会社
代表取締役社長　和田 節
問合せ先:048-472-1119
証券コード:6707
http://www.sanken-ele.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、取締役会における迅速かつ適確な意思決定並びに執行役員制度の採用による機動的な経営・業務執行体制を構築するとともに、社外取締役の選任による取締役会の監督機能強化、監査役による業務監査等により、経営の効率化、透明性の向上及び健全性の維持を図っております。さらに、CSR室及びIRグループの活動を通じて、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の実現と、事業年度における取締役の経営責任の明確化を図るため、当社では、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3-1　情報開示の充実】
(v)役員候補者個々の指名の理由
社外取締役及び社外監査役の候補者の選任・指名の理由につきましては、定時株主総会の招集通知に記載し、開示しております。
社外役員以外の取締役及び監査役の候補者の選任・指名の理由につきましては、株主総会招集通知への記載が求められていないため開示しておりませんでしたが、次回の定時株主総会から記載し、開示する予定です。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
現在当社では、独立社外取締役を1名選任しております。当該社外取締役は、国際的な企業法務の経験と知識を有しており、取締役会の監督機能強化を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与して頂けるものと判断しております。
2名以上の社外取締役選任につきましては、社会的な要請の高まりなどを踏まえ、当社においても検討すべき重要課題と認識しており、次回の定時株主総会での独立社外取締役の追加選任に向け、検討を進めております。

【補充原則4-11-3　取締役会の実効性についての分析・評価並びにその結果の概要】
当社は、各取締役に対し取締役会運営に関する調査を毎年実施しており、取締役会全体の実効性向上を図っております。
今後、他社での運用事例・効果等を踏まえた上で、分析・評価の方法を決定し、2016年度中の開示に向け検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
・政策保有方針について
当社では、取引先等との事業上の関係を維持・強化し、当社の中長期的な企業価値向上を目的として、取引先等の株式を保有することがあり、取引関係の強化によって得られる当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案して、その投資可否を判断することとしております。
・議決権行使基準について
政策保有株式の議決権行使につきましては、議案内容が株主価値の向上に資するものか否か等を勘案して賛否を判断し、議決権を行使することとしております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社では、取締役会規程において、当社と役員との間で直接取引を行う場合には、その取引内容等を説明の上、取締役会の承認を得なければならない旨を定めるとともに、その承認後も当該取引の状況等に関し、取締役会に報告しなければならない旨を定めております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(i)経営理念、経営戦略、経営計画
当社ホームページに掲載しております経営理念並びに平成27年3月期決算短信、3. 経営方針をご参照下さい。
(http://www.sanken-ele.co.jp)

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社ホームページに掲載しております第98期有価証券報告書　6【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】
(1)企業統治の体制　1)基本的な考え方をご参照下さい。
(http://www.sanken-ele.co.jp)

(iii)取締役会が役員報酬を決定するに当たっての方針と手続
・方針について
取締役の個別報酬は、他社の状況等も参考に設定された役職ごとの基準額を基に、1年間の実績・会社への貢献などを踏まえて決定することとしております。また、業績を踏まえて通常報酬を決定するとともに、業績向上度合いにより役員賞与を支給するなど、業績連動の要素を盛り込むこととしております。
・手続について
上記の方針に基づき、取締役の個別報酬は、2006年の株主総会でご承認頂いた額の範囲内で、社外取締役及び社外監査役(計3名)をメンバーに含む取締役会の審議を経て決定しております。

(iv)取締役会が役員候補者の指名を行うに当たっての方針と手続
・方針について

当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、取締役会メンバーとして当社の事業やその課題に精通する者が一定数必要であると考えております。また、取締役会の独立性・客観性を担保するためには、取締役会メンバーの独立性に加え、知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えております。
この様な観点から、当社は、戦略的な方向付けのため、当社の事業やその課題に精通する者を一定数業務執行取締役の候補者として指名することとしております。また、多様な知見やバックグラウンドを持つ候補者を、社外取締役・社外監査役候補者として指名することとしております。
・手続について
上記の方針に基づき、代表取締役社長が役員候補者を選定し、社外取締役及び社外監査役(計3名)をメンバーに含む取締役会の審議を経て決定しております。

【補充原則4-1-1　取締役会から経営陣に対する委任範囲の概要】
取締役会で決議すべき重要な業務執行等については、取締役会規程に基づき、取締役会で審議・決定することとしております。
執行役員に対する業務委任については、取締役会での審議を経て決定しており、その委任範囲、責任と権限は、組織権限及び業務分掌に関する規程により明確に定められております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、取引関係の有無・重要性など、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が発生するおそれが無い人物であること並びに取締役会への貢献が期待できる人物であることを、独立社外取締役の候補者選定基準としております。

【補充原則4-11-1　取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会の人数は、グループ経営に求められる実効性ある経営体制と取締役会における実質的な議論を確保するため、必要かつ適切な人数で構成することを基本的な考え方としております。また、海外弁護士資格を有する外国人の社外取締役、財務会計の知見を有する社外監査役を選任するなど、取締役会の多様性と専門性の確保にも努めております。取締役の選任に関する方針・手続につきましては、上記の原則3-1(iv)に記載の通りです。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の他の上場会社役員の兼任状況】
当社の取締役・監査役の内、他の上場企業役員を兼任している者は社外役員のみであり、その兼任状況は、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示しております。現在の兼任状況、当社取締役会への出席状況等から見て、当社役員としての役割・責務を果たすために必要となる時間・労力は十分確保されていると考えております。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社では、取締役及び監査役がその役割・責務を果たす上で必要となる知識等の習得のため、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋に努め、各取締役・監査役による自己研鑽を奨励し、必要となる費用について支援することとしております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、株主との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めております。こうした対話を通じ、当社経営方針に対し、株主からの理解が得られるよう努力するとともに、経営分析や意見を吸収・反映し、当社グループの持続的な成長と、中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。この考えに基づき、当社は以下を実施しております。

(i)株主との対話に関する担当取締役の指定、(ii)社内での有機的な連携のための方策
決算説明会及びIR活動は、管理本部担当取締役が管掌する財務IR統括部が実施し、経理部門及び総務部門が適宜協力する体制としております。機関投資家との面談においては、管理本部担当取締役または必要に応じ代表取締役社長が出席することとしております。

(iii)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み
当社では、株主総会を株主の皆様との重要な対話の場と位置づけ、株主総会において当社事業に関する十分な情報開示に努めるとともに、株主の皆様からの信任を得られる様、運営に努めております。また、当社は、定期的に決算説明会やスモールミーティング、個人投資家向け説明会を開催することにより、株主・投資家の皆様との、より緊密なコミュニケーションの実現に努めております。

(iv)株主の意見等のフィードバックのための方策
当社は、株主・投資家の皆様との対話において把握されたご意見や当社に関する懸念を担当部署においてとりまとめ、その重要性や性質に応じ、これを定期的に経営陣幹部に報告することとしております。

(v)インサイダー情報の管理に関する方策
当社は、株主・投資家の皆様の実質的な平等性を確保すべく、公平な情報開示に努めることを基本的な考え方としております。この考え方に基づき、当社に関する重要情報については、適時かつ公平にこれを開示することとし、一部の株主・投資家の皆様に対してのみこれを提供することがないよう、情報管理の徹底に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,472,000	9.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,153,000	8.09
株式会社埼玉りそな銀行	6,011,964	4.79
ザ　チェース　マンハッタン　バンク　385036	3,343,000	2.66
ジュニパー	3,045,000	2.42
チェース　マンハッタン　バンク　ジーティーエス　クライアンツ　アカウント　エスクロウ	2,893,275	2.30
ノーザン　トラスト　カンパニー　エイブイエフシー　リ　フィデリティ　ファンズ	2,738,000	2.18
ＣＢＮＹ－ＧＯＶＥＲＮＭＥＮＴ　ＯＦ　ＮＯＲＷＡＹ	2,340,449	1.86
ジャパン　リ　フィデリティ	1,762,000	1.40
株式会社八十二銀行	1,556,742	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成27年２月17日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成27年２月９日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株式等の数(千株)	株券保有割合(%)
・株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	1,000	0.80
・三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	6,101	4.86
・三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	546	0.44
・エム・ユー投資顧問株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目３番地11	660	0.53

2. 三井住友信託銀行株式会社から平成27年３月19日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成27年３月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株式等の数(千株)	株券保有割合(%)
・三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	3,596	2.87
・日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目７番１号	7,632	6.08

3. エフエムアール　エルエルシーから平成27年４月７日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成27年３月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所
・エフエムアール　エルエルシー	245 SUMMER STREET, BOSTON, MASSACHUSESTTS 02210, USA

保有株式等の数(千株)	株券保有割合(%)
7,919	6.31

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
リチャード R. ルーリー	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
リチャード R. ルーリー	○	―――	リチャード R. ルーリー氏は、長年にわたり米国弁護士事務所のパートナーを務め、国際的な企業法務の経験と知識を有しており、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂けるものと考えております。また、独立した立場から、弁護士としての客観的な視点で経営を監視頂くことが期待できますので、当社取締役会の監督機能強化に大いに貢献頂けるものと考えております。これらのことから、同氏は社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法監査を行う監査法人として新日本有限責任監査法人を選任しており、監査役は当該会計監査人と定期的にミーティングを実施しております。この中で、決算情報のほか、会計監査、リスク及び内部統制の状況等について情報を共有し、意見交換等を行っております。

監査役、内部監査部門及び会計監査人は、各々定期的または必要に応じて報告会を実施し情報交換を行い、連携を図っております。

監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行にあたり、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署（以下、内部監査部門等）と緊密な連係を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。

監査役は、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めております。また、内部監査部門等の監査結果を、会社法第362条第4項第6号に定める体制（以下、内部統制システム）に係る監査役監査において実効的に活用しております。

監査役は、取締役のほか、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門その他内部統制機能を所管する部署から、内部統制システムの整備状況について、定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めることとしております。

監査役会は、各監査役から上記に関する結果報告を受け、取締役または取締役会に対して助言または勧告すべき事項を検討しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
和田 幹彦	他の会社の出身者							△						
武田 仁	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		和田氏は、当社の主要な取引銀行出身ですが、同行の取締役を退任してから既に9年以上が経過しており、同行から報酬等を受領しておりません。これらのことから、同氏と同行との間に利害関係は存在しないと考えております。 一方、平成27年3月期末時点における当	和田幹彦氏は、企業経営者としての豊富な経

和田 幹彦	○	該銀行からの借入額は全体の13%程度であり、大きく依存している状況にはありません。また、当社は複数の金融機関と取引を行っております。これら状況を踏まえれば、同氏が当社経営陣から著しいコントロールを受けることはなく、また同氏が当社経営陣に対し著しいコントロールを及ぼすことも無いと考えられます。 上記により当社では、同氏の独立性は確保されており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれは無いものと考えております。	験と幅広い見識を有しており、また長年の金融機関における勤務経験から財務及び会計に関する相当程度の知見も有していることから、大局的かつ専門的な見地にて、独立性を有する社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
武田 仁	○	当社は、武田仁氏がパートナーを務める丸の内総合法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、当該法律顧問契約に基づく案件に同氏は関与しておりません。また、当社と同法律事務所との間における年間取引額は、当社及び同法律事務所のいずれから見ても僅少であります。 上記により当社では、同氏の独立性は確保されており、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれは無いものと考えております。	武田仁氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、法律専門家として客観的な立場から、監査の妥当性確保など、独立性を有する社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、役員報酬及び賞与の支給により取締役の貢献に報いることとしており、平成18年6月23日開催の第89回定時株主総会において、退職慰労金制度を廃止するとともに、業績との連動性をより高めた役員報酬体系に改めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における当社の役員報酬は、以下の通りです。
取締役7名　225百万円
監査役5名　46百万円
合計　12名　271百万円　（うち社外3名　13百万円）
（注）1. 取締役の報酬等の額には、社外取締役を除く取締役6名に対する賞与30百万円を含んでおります。
2. 監査役の支給人数及び報酬等の額には、平成26年6月20日開催の第97回定時株主総会終結時に退任した監査役1名分を含んでおります。
3. 上記の他、社外役員が当社連結子会社から受けた役員としての報酬額は9百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額の決定に関する方針は、株主総会で決議された上限額の範囲内において、取締役については取締役会決議、監査役については監査役の協議により定めることとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会・監査役会事務局である総務部門が事務を補佐するとともに、適宜必要な情報を速やかに伝達しております。また、内部監査部門は監査役からの求めに応じ調査を実施しております。このほか、秘書部門がスケジュール調整等を行うなどのサポート体制を敷いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1)会社の機関の内容
当社は監査役制度を採用しており、取締役7名（内1名は社外取締役）、監査役4名（内2名は社外監査役）により取締役会及び監査役会を構成しております。また、当社は執行役員制度を採用しており、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営環境の変化に迅速に対応しうる体制を敷いております。報告日現在、執行役員は16名（内5名は取締役が兼務）となっております。
(2)内部監査及び監査役監査、会計監査の状況
内部監査部門としてCSR室を設置しております。CSR室は、従業員の会社活動全般にわたる監査・判定、改善の提言及び実行支援、コンプライアンス教育・研修の推進に携わっております。なお、従業員に対する行動規範として「行動指針」を制定しているほか、倫理法令順守の指針として、「コンダクトガイドライン」を制定しております。さらに、従業員の内部情報の通報・相談窓口となる「ヘルプライン制度」を設けるなど、コンプライアンス体制の確立のための規程・制度の充実に努めております。
監査役は、監査役会を構成し監査の方針、監査計画、その他の法定事項の決定並びに情報の共有を行っております。各監査役は、監査役会の定める業務の分担に従い、取締役会をはじめ経営会議その他重要な会議に出席するほか、主要な文書を閲覧し、その内容を監査役会において報告するとともに、取締役、CSR室長及び会計監査人と、それぞれ定期的に会合をもち、監査の実効性を高めております。
当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法監査を行う監査法人として新日本有限責任監査法人を選任しております。また当社は、同監査法人から監査役会に対して行われる報告会の定期的な開催及び内部統制についての意見交換などを通じ、同監査法人との連携を図っております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、当社は同監査法人との間で、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。
平成27年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名等については以下の通りであります。
・監査法人名
新日本有限責任監査法人
・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 内田 英仁
指定有限責任社員 業務執行社員 清本 雅哉
(3) 社外取締役に関する事項
当社は、取締役会の監督強化を図るため、社外取締役1名を選任しております。
(4) 監査役の機能強化に係る取組み状況
a. 監査役監査を支える人材・体制の確保状況
監査役会事務局の事務については、総務部門のスタッフがこれを補助しております。また必要に応じ、監査役の業務補助のための専任スタッフを置くこととし、その人事については取締役と監査役が協議し決定することとしております。
b. 財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況
社外監査役 和田幹彦氏は、長年の金融機関における勤務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
c. 独立性の高い社外監査役の選任状況
2名の社外監査役は、いずれも独立性が確保されており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれは無いものと考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

グローバルビジネスを展開する当社といたしましては、広範なステークホルダーからの要請事項を踏まえつつ、『現状の当社における最良のコーポレート・ガバナンス体制』を選択すべきであると考えております。この考えに基づき、現在当社では1名の社外取締役及び2名の社外監査役による適切な職務執行によって、客観的かつ中立的な経営監視機能が確保されているものと考えております。
社外取締役からは、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂けるものと考えております。また、独立した立場から、弁護士としての客観的な視点で経営を監視頂くことが期待できますので、当社取締役会の監督機能強化に大いに貢献頂けると考えております。
今後につきましても、ステークホルダー並びにコーポレートガバナンスに係る社会的な要請等を総合的に勘案した上で、当社における適時適切な体制を継続的に検討してまいる所存です。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間以上前に招集通知を発送しております。 また、発送前に当社WEBページ等に掲載することで早期開示しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が可能な状況にあります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の日本語版・英語版を作成し、ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を年１回実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を年2回実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適切な投資判断及び議決権行使判断に資するべく、有価証券報告書、株主総会招集通知、決算短信、適時開示書類、アニュアルレポート、決算説明会資料、ニュースリリース等を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR専門部署を設置しております。 （組織名称 ： IRグループ）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、コンダクトガイドラインにて規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	省エネパワー半導体等のエコ対応デバイスの開発に注力するほか、ISO14001の認証取得、自治体主催の環境保護活動への参画などを行っております。また、グループにおける環境憲章、環境行動計画を定め、その内容をホームページで開示しております。
その他	女性活躍の推進については、「女性人材育成プログラム」を策定し、国内グループ各社よりメンバーを選抜、その上司も含め教育を実施するとともに、継続的フォローにより管理者及び専門職への育成を進めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．基本方針
当社及びグループ各社は、「経営理念」、「行動指針」、「サンケンコンダクトガイドライン」を定め、役員及び従業員が一体となってコンプライアンス体制の確立並びに業務の効率性及び財務報告の信頼性を確保すべく、必要な組織、制度、規程・ルールの整備を通じて、実効性の高い内部統制システムを構築する。

2．整備状況
当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次の通りであります。

・取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要な業務執行について審議するとともに、取締役の職務の執行を監督し、適法性の確認を行う。
「経営理念」、「行動指針」、「サンケンコンダクトガイドライン」を制定し実施するとともに、代表取締役によるコンプライアンス精神及びその重要性の役職員への徹底並びに継続的な教育研修の実施等を通じ、法令及び定款の遵守の徹底を図る。
内部監査部門は、当社及びグループ各社の業務執行を監査するとともに、内部通報制度の運用を通じてコンプライアンス体制の実効性を確保する。
金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下「J-SOX」といいます。）に適切に対応するため、内部監査部門にJ-SOX担当を置き、全社的な見直しと改善を継続的に行うことで、財務情報の信頼性を確保する。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録等の重要な会議記録並びに決裁結果等の業務執行に関する記録は、法令及び社内規程の定めに基づき適切に保存及び管理する。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
重要な投資あるいは新規事業等に伴うリスクについては、取締役会、経営会議その他の重要な会議において多面的な検討を行い、慎重に決定する。
内部監査部門は、内部監査を通じて当社及びグループ各社における業務リスクの把握・分析を行い、危機管理委員会はグループ全体での統一的・横断的なリスク管理を行う。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会において中期経営計画及び年次予算の策定を行い、業績の進捗に関する報告に基づき業務執行の状況を確認するほか、経営会議において月次の業績管理を行う。
経営会議は、取締役会に付議すべき議案及び代表取締役が執行にあたる会社業務のうち、基本的かつ重要な事項について審議を行うとともに、執行役員制度の活用により迅速かつ機動的な業務執行を行う。
「組織・権限基本規程」、「業務分掌規程」等を整備し、各部門の責任と権限を明確化するとともに、組織間の適切な役割分担と連携に努めることで、効率的な意思決定・業務執行を行う。

・当社及びグループ各社における業務の適正を確保するための体制
当社は必要に応じ、グループ各社に当社の役職員を取締役として派遣し、当社グループ経営方針の徹底、重要な業務執行の決定並びに効率的な経営の推進に当たる。
「関係会社管理規程」、「マネジメントガイドライン」により、当社及びグループ各社間における職務範囲、権限と責任、当社に報告すべき事項等を明確にする。
グループ各社ごとに当社の担当組織を定め、密接な情報交換のもと、各社の経営指導及び業績管理を行う。

・監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査役会事務局等の事務については総務部門のスタッフがこれを補助する。
監査役から求めがあった場合、取締役と監査役の協議により、監査役の職務を補助する専任スタッフの設置並びにその人事を決定する。
当該専任スタッフは、各監査役の指示に従うこととし、取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保する。

・監査役への報告に関する体制
常任監査役は、経営会議に出席するほか主要な文書を閲覧・受領することで、当社及びグループ各社の業務に関する情報を取得し、その内容を監査役会に報告する。
取締役、内部監査部門及び会計監査人は、それぞれ監査役と定期的に会合をもち、当社及びグループ各社の経営状況あるいは監査結果を報告する。
役職員は、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生した場合、もしくは業務執行に関する不正行為を発見した場合、監査役にその内容を報告する。
内部監査部門は、内部監査の結果及び内部通報制度の運用状況と通報内容を監査役に報告する。
内部通報制度に係る規程を整備し、通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

・監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
監査役がその職務を執行する上で生じる費用について、監査役から前払いまたは償還等の請求があったときは、当該費用が必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は監査の基準、計画及び方針を定め、各監査役は自己の専門性、経験を踏まえたうえで適切に監査を行い、効率的で実効性の高い監査体制を構築する。

3．リスク管理体制の整備の状況
リスク管理につきましては、当社グループの総合的なリスク管理体制の強化と対策の促進を図るため、社長直轄の組織として危機管理委員会を設置しております。危機管理委員会を推進母体として、自然災害対策をはじめ、業務運営上の様々なリスクに対する調査、評価・分析、対策計画の立案並びに実施を通じて、リスクマネジメントの実践を図っております。

4．責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、平素から警察や弁護士などの外部機関との信頼関係・連携体制の構築に努め、不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、断固拒絶することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の支配に関する基本方針を次の通り定めております。
(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
上場会社である当社の株式については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様の意思によるべきものと考えます。
しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、独自のウエーハプロセスや半導体デバイスの製造技術、また回路技術を駆使した電源システムとオプティカルデバイスの組み合わせなど、幅広いノウハウと豊富な経験が必要になります。更に、お客様・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらへの理解が無い場合、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできず、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる可能性があります。
また、大規模な買付行為の中には、高値で株式を会社関係者に引き取らせる行為など、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合もあります。この様な場合、当社は当該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様に適切にご判断いただくため、大規模買付行為を行おうとする者に対し、必要な情報の提供を求めるとともに、適切な情報開示や株主の皆様が検討に必要とする時間確保にも努め、また、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講ずるべきと考えております(以下「基本方針」といいます。)。

(2) 基本方針実現のための企業価値向上に向けた取組み
当社では、経営理念に則り、半導体をコアビジネスに技術力と創造力の革新に努め、独自技術によるグローバルな事業展開を進めるとともに、企業に対する社会的要請や環境調和への着実な対応を通じて、企業価値を最大限に高めるべく、確固たる経営基盤の確保に邁進しております。更に、中長期的な会社の経営戦略として、3ヶ年にわたる中期経営計画を策定しており、その実現に向け、グループを挙げて取組んでおります。
また、当社では、独立系パワー半導体メーカーというポジションと、それを最大限活用する経営方針・経営計画へのご理解を深めて頂くため、各ステークホルダーとの対話を緊密化させ、企業価値への適正な評価が得られるように努めております。
コーポレート・ガバナンス体制の強化としては、独立社外取締役の選任により取締役会の監督機能を強化するとともに、執行役員制度を通じ機動的な業務執行体制の構築、マネジメント機能の強化を推進しております。加えて、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の実現と、事業年度における取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年としております。
当社取締役会は、これら取組みが、当社の企業価値を向上させるとともに、当社株主共同の利益を著しく損なう様な大規模買付行為の可能性を低減させると考えております。従って、これら取組みは基本方針に沿ったものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えております。

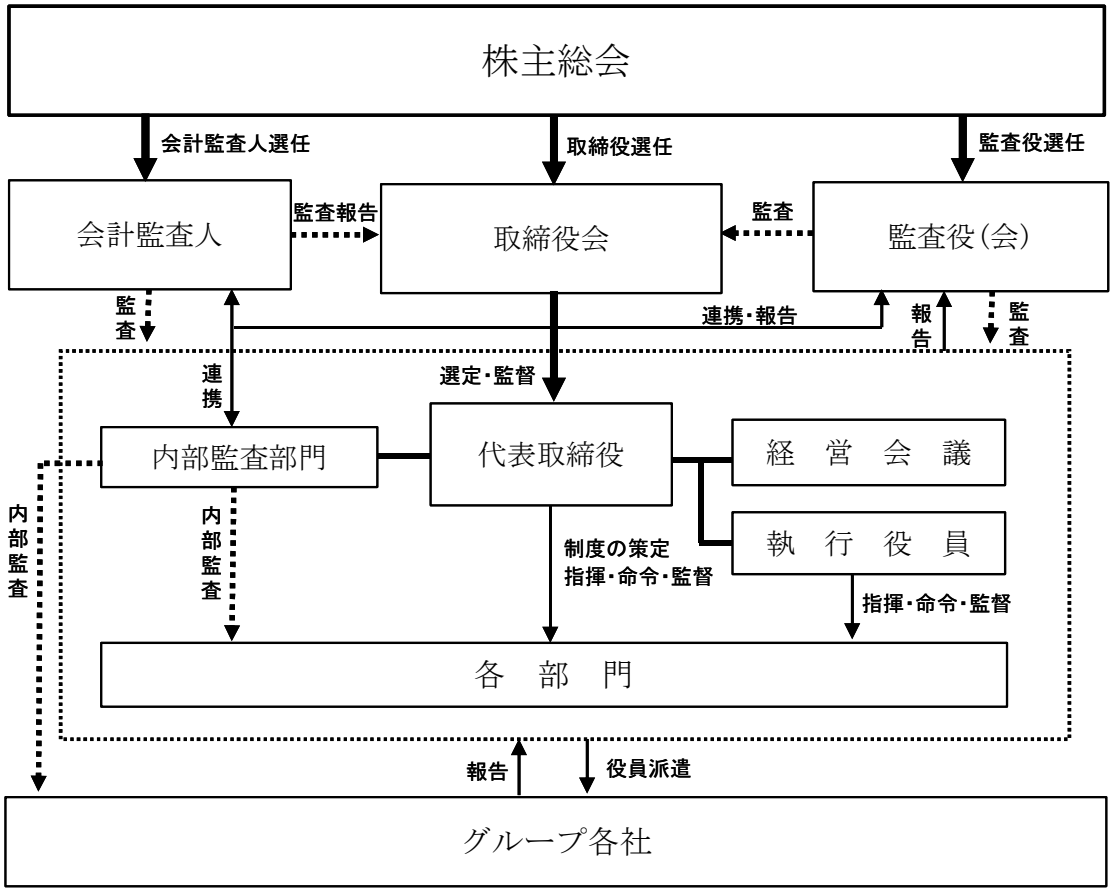
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の、会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下の通りです。

(1)会社情報の適時開示に係る社内体制
当社ならびに当社グループの経営における重要事項の決定あるいは重要な会社情報の報告は、取締役会および経営会議において実施されております。これらの機関に付議される情報(以下「経営情報」といいます)は、情報取扱責任者である管理本部長の指示により、管理本部総務人事統括部において適時開示の判定を実施しております。総務人事統括部では、経営情報に関する各部門からの事前の報告・相談、付議議案の確認、その他の情報収集を行ったうえ、法令・規則に基づく適時開示が必要な場合は、決定事実・決算情報については当該決議機関の承認後、発生事実については当該事実の発生後速やかにTDnetにより開示する体制をとっており、報道機関、投資家等ステークホルダーの対応ならびに当社ホームページでの情報公開につきましては、IRグループがその任にあたっております。

(2)適時開示に係る社内体制のチェック機能
当社グループでは、内部統制の強化を図るべく、CSR室を設置し、倫理法令遵守の指針として「コンダクトガイドライン」を制定するとともに、社内の不正・違反行為の事実および発生の可能性を感知した従業員が第三者機関を通じて内部通報できる「ヘルプライン制度」を運用いたしております。また、社内の情報管理という観点からは、当社において「情報管理規程」を制定しているほか、当社も含めたグループ会社を包括して適用する「セキュリティガイド」を定め、情報管理体制の強化を図っております。

参　考：コーポレートガバナンス体制模式図



＜参考＞適時開示に係る社内体制図

